

東芝は労働委員会命令を守り争議解決を

7・20首都圏総行動で工場と本社へ要請 西田社長は 争議解決を決断し話し合いに応じよ

七月二十日の神奈川県労働委員会で、東芝争議の早期解決をめざして立ち上がった第二次申立て（九名）の審問は、二年余の短期間で終了し、会社に対して「全面一括解決を決断し、話し合いのテーブルにつく」ように要求しました。



7月20日「東芝争議支援共闘会議の首都圏総行動」支援共闘役員の訴えに続き、報告に立つ岩村弁護団長

この日は、首都圏の主要工場と本社など十三箇所、八十六団体・百六十六人が参加して宣伝行動を行い、さらに本社と工場、裁判所、日本経団連などへ東芝争議の早期解決を求める要請行動を行いました。県労委の報告集会では支援共闘会議の菊谷代表委員（神奈川県労働連議長）と幹事が「解決にむけた運動を成功させよう」と訴え、

岩村弁護団長は「いまこそ全面一括解決に向けた道筋を示そう」と報告しました。東芝本社前では全労連を代表して澤中氏「全国的な運動を強めて、東芝に企業の社会的責任を果たさせ、東芝争議の全面一括解決を勝ち取る」と激励しました。

東芝賃金資格差別争議とは

東芝は、60年代から公安警察出身者を雇い入れインフォーマル組織「東芝扇会」を育成し組合役員を、扇会員で占めてきました。そのうえ、自主的民主的に組合活動に取り組む人々を「問題者」として扱い、差別してきたのです。88年に組合への会社の介入をなくし組合を強めるために「労働運動を強める東芝の会」を結成しました。94年の労働運動を強める東芝の会総会で、人権を守り差別のない職場をつくるため「東芝の職場を明るくする会」を結成し、差別是正闘争の方針を決めました。会に結集する労働者は、95年に労働委員会へ申立て、96年と03年に差別是正社長申入れ運動に取り組み、01年に地労委で、04年に中労委で全面勝利命令を勝ち取り、03年からの第2次申立てと、申立外の仲間が力を合わせて、全面一括解決をめざして闘っています。

「法令遵守・基本的人権尊重・差別的取り扱いをしない」 東芝は自ら定めた人間尊重の行動基準を守れ

六月に就任した西田社長は、「当社グループが発展を続けるためには、・・・企業の社会的責任を果たすことにより、社会からの信頼を獲得していくことが必要不可欠です。・・・法令遵守、人権尊重・・・等のための活動を推進していく」と述べています。

さらに東芝グループ行動基準では、「人間の尊重」に関する行動基準や人事管理基本方針として、「基本的人権を尊重し、性別・人種・年齢・・・信条・思想・・・など業務遂行上直接関係のない非合理的な理由に基づく差別を行わない」と定めています。

差別を是正し争議の解決を

東芝は、みずから定めた行動基準を守って、争議の早期解決をはかっています。社会からの信頼を獲得することができるのではないのでしょうか。

私たちは、東芝が労働委員会命令を真摯に受けとめ



すみやかに差別是正を行うこと、申立人と共に差別是正を要求してきた労働者の差別是正と償いを含めて全面一括解決することを要求してたたかいます。本年中の解決をめざして、皆様の大きなご支援をお願い致します。

職場に 秘密組織はいらない

「東芝扇会」-->「自己啓発の会」は解散を

会員養成の職場管理者教育に、いまま会社が社員を派遣しており、会社の関与は明らか。横浜事業所では、勤労担当で警察出身の中田雅明氏が事務方を務めている（H13年）。柳町の総会で事業所長が講演し、組合委員長、書記長も出席して（H14年）、会を使って労組に支配介入。H13.8.31開催の自己啓発の会地域連絡会（柳町・横浜・生産技術センター・ライツ）は、就業時間中の15:00から柳町工場の会議室で開催され、17:15からの研修会では柳町工場の南川勤労課長（現浜川崎工場）が講演。勤労課の指示で動く活動実態は、扇会とまったく同じ。

東芝争議支援共闘会議・東芝の職場を明るくする会

事務所：〒210-0006 川崎市川崎区砂子2-11-20 大幸ビル402 川崎労連内 TEL 044-211-5164

2005年 7月

〒212-0024 川崎市幸区塚越2-225 安伸ビル

Tel & Fax : 044-533-1408

ホームページ //www.kki.ne.jp/akaruku-tsb

10万アクセス突破！「東芝の職場」で検索を